

# 県消費生活センターが移転・拡充し、利用しやすくなります!

県民の皆さまからの消費生活や多重債務などに関する相談に対応している県消費生活センターは、平成23年1月4日から県住宅供給公社ビル(鹿児島市新屋敷町)に移転します。

○所在地 〒892-0821 鹿児島市名山町4番3号

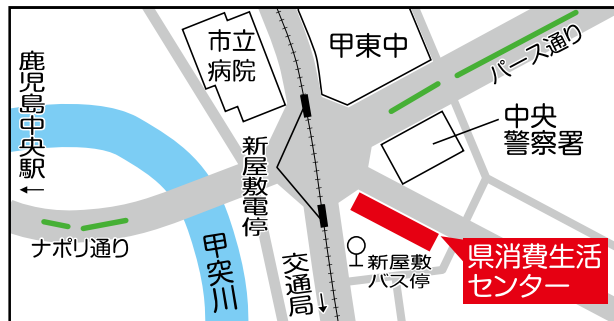


〒892-0838 鹿児島市新屋敷町16番 県住宅供給公社ビル2F

○電話 099(224)0999 / Fax 099(224)4997  
(電話、ファクス番号の変更はありません。)

○受付時間 月～金 午前 9時～午後5時  
土 午前10時～午後4時  
(土曜日に面接相談を希望される方は事前にご連絡ください。)

○県消費生活センター地図 <平成23年1月4日から>



## ○アクセス

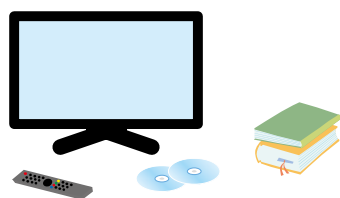
- ・市電……………新屋敷電停下車 徒歩1分
- ・バス……………新屋敷バス停下車 徒歩1分  
市役所前から 約10分  
鹿児島中央駅から 約5分
- ・駐車場あり(県住宅供給公社駐車場、3時間まで無料)

移転作業に伴い、平成22年12月27日(月)、28日(火)の相談業務を休業させていただきます。ご迷惑をおかけしますが、消費生活に関するご相談のある方はお住まいの市町村役場にお問い合わせください。  
なお、平成22年12月29日(水)から平成23年1月3日(月)までは、年末年始のためお休みさせていただきます。

## 移転後の県消費生活センターは、相談室と図書・展示室を拡充するなど、より利用しやすい施設になります

### 図書室・展示室で学習しましょう!

消費生活に役立つ情報を学んでいただく情報ステーションです。図書やビデオなどの視聴ができます。さらに、無料での貸し出しも行っています。



### 消費生活講座を受講しましょう!

くらしの知識を豊かに、賢い消費行動をするための講座を受講できます。

講座内容(例)

- ・消費者トラブルの実例と対応の紹介
- ・クーリング・オフのハガキを書いてみましょう!



## こんなことで悩んでいませんか?

- ・借金を返しても、元金が減らない。
- ・携帯電話に請求のメールがきたけど、どうしよう。
- ・契約したけど、解約したい。

## まずは、ご相談ください

- 専門の相談員が、皆さんとともに考え、解決するためのお手伝いをします。
  - 法的な手続きが必要な場合などは、弁護士による無料相談も受けられます。
  - 毎週月曜日～土曜日の間、電話相談のほか、来所での相談も受け付けています。
- ※特にプライバシーに配慮が必要な相談のための独立した相談室もございます。



消費生活や多重債務に関するお悩みがある方は、県消費生活センターまたはお住まいの市町村役場の消費生活センターもしくは消費生活相談窓口にご相談ください。

問い合わせ先 県庁県民生活局消費者行政推進室 ☎099(286)2521

# 里親制度をご存じですか

県は、子どもの養育に理解と熱意、そして豊かな愛情をお持ちの方を、里親として認定・登録し、保護が必要な子どもの養育をお願いしています。

## 里親とは?

里親とは、さまざまな事情により自分の家庭で生活することができなくなった子どもを、自らの家庭に温かく迎え入れ、愛情と真心を込めて養育して下さる方のことです。

## 里親は次の4種類に分類されています

### 養育里親

保護者のいない子どもや虐待などの理由により保護者が養育することが適当でない子どもを養育する里親です。



### 専門里親

虐待を受けた子どもや障害のある子どもなど、専門的な援助を必要とする子どもを養育する里親です。3年以上、養育里親の経験が必要です。



### 親族里親

実親の死亡や行方不明などで、祖父母などの三親等以内の親族が子どもを養育する場合の里親です。

### 養子縁組里親

養子縁組によって養親となることを前提に、保護を必要とする子どもを養育する里親です。

## サポート体制

里親として子どもを養育するうえでのさまざまな相談については、最寄りの児童相談所で受け付けていますので、遠慮なくご相談ください。  
また、里親の方々の任意団体である里親会は、子育てに関する研修やキャンプなどのレクリエーション活動などを行っており、里親ならではの悩みや苦勞を話し合える場を提供しています。

県内の里親の状況(平成22年11月1日現在)

里親登録数	里親に養育されている子ども	
	うち委託里親数	
90人	30人	37人

里親になるには、特別な資格などは必要ありませんが、知事から里親として認定され、鹿児島県の里親として登録する必要があります。詳しくは、お近くの児童相談所にお問い合わせください。

問い合わせ先 中央児童相談所 ☎099(264)3003 大隅児童相談所 ☎0994(43)7011 大島児童相談所 ☎0997(53)6070  
県庁子ども福祉課 ☎099(286)2771 県ホームページ(ホーム>健康・福祉>青少年・子ども>児童福祉>里親制度)